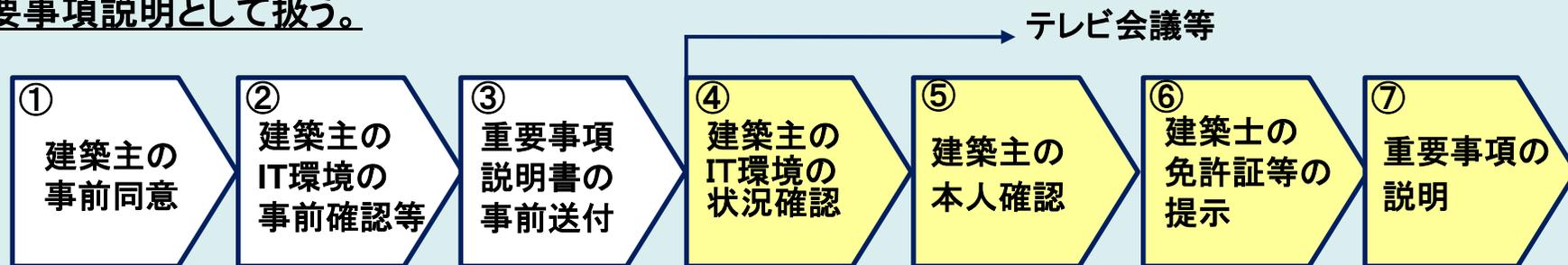


- 建築士法に基づく重要事項説明は、建築主が建築士に設計等を委託するに当たり、その契約の内容と履行に関する事項(設計等の内容や業務体制等)について、建築士が建築主にあらかじめ説明する旨規定。(建築士法第24条の7)
- **従来、対面による説明を行うことを前提**として運用。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、**当面の暫定的な措置**として、**テレビ会議等のITを活用した重要事項説明(IT重説)**を建築士法の規定に基づく説明として扱うとともに、**IT重説の恒常化**に向け、**社会実験による検証**を実施。

■IT重説の当面の暫定的な措置(令和2年5月1日から実施)

- 当面の暫定的な措置として、テレビ会議等のITを活用し、以下の方法で実施するものは、建築士法上の重要事項説明として扱う。



■IT重説の恒常化に向けた社会実験による検証(令和2年6月10日から公募開始)

- 社会実験に参加する団体を公募し、登録・公表。
 - ・公募期間:6月10日(水)~6月30日(火) ・実施時期:12月上旬までに結果報告
 - ⇒8月25日時点で7団体を登録し、905の建築士事務所が参加。
- IT重説を受けた建築主のアンケート票を登録団体が分析し、国土交通省に報告。
- 本社会実験の結果を踏まえ、IT重説の恒常化について有識者等と議論を行う予定。

③建築士による設計と設計図書

○ 建築士でなければ、一定の建築物の設計等をしてはならない。(建築士法第3条～第3条の3)

✓ 設計: その者の責任において設計図書を作成すること

✓ 設計図書: 建築物の建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書。

建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に建築士である旨の表示をして記名押印※をしなければならない(建築士法第20条第1項)。

※e文書法により、押印について電子署名可

④建築士事務所への管理建築士の配置

○ 建築士事務所の開設者は、所在の都道府県知事に事務所を登録。また、建築士が設計・工事監理等を業として行おうとするときは、建築士事務所登録が必要。

✓ 建築士事務所の登録には、事務所を管理する、専任の管理建築士※の設置が必要(建築士法第24条)

※ 建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、規定の講習の課程を修了することが要件。

《構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士法改正(平成20年11月施行)》

✓ 管理建築士は、建築士事務所の業務の適正化を図るため、技術的事項を総括。

(技術的事項)《明確化を図るため、建築士法改正(平成27年6月施行)》

・受託可能な業務の量・難易度・業務の内容に応じた期間の設定

・業務を担当させる建築士等の選定・配置、他の事務所との連携・業務範囲検討

・所属する建築士等の監督、業務遂行の適正の確保